

別表 審査基準

| 評価項目      |            | 内容及び評価方法                                                                                                     | 配点                           |    |
|-----------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|----|
| 業務実績等     | 1 企業の業務実績等 | 地方自治体の地域公共交通計画、公共交通に関するデータ分析等の本業務と同種または類似の業務について、十分な受注実績を有しているか。                                             | 10                           |    |
|           | 2 業務実施体制   | 本業務の実施体制について、業務責任者、主担当者及び担当者の配置人数は十分であるか。また、担当者等の本業務への実務経験は豊富であるか。                                           | 10                           |    |
| 提案内容      | 3 業務実施方針   | 本業務の仕様書等を十分に理解した業務実施方針であるか。また、市と受託者との役割分担は明確であるか。                                                            | 10                           |    |
|           | 4 基礎調査     |                                                                                                              |                              |    |
|           |            | 地域理解度                                                                                                        | 現在の本市の地域特性や交通状況、課題を整理できているか。 | 20 |
|           |            | 調査分析                                                                                                         | 業務実施に際しての調査・分析等を行う手法は適切であるか。 | 20 |
|           | 5 企画力      | 自社のノウハウや技術を活かした提案となっているか。                                                                                    | 20                           |    |
|           | 6 提案の実現性   | 業務スケジュール案について、実施可能な無理のないスケジュールで、かつ具体的に示されているか。                                                               | 10                           |    |
| プレゼンテーション | 7 資料作成能力   | 文章表現等、提出された資料が分かりやすく整理されているか。                                                                                | 10                           |    |
|           | 8 説明能力     | 説明は分かりやすく、論理的でかつ熱意があるか。また質疑に対して的確に対応できているか。                                                                  | 10                           |    |
| 見積額       | 9 価格評価     | 合計金額の低い者から10点、8点、6点、4点、2点とし、以降は0点とする。また、同額の場合は同点とする。ただし、提案額が前記2(5)委託限度額を超えている場合や積算の内訳が適切でないと委員会が認めた場合は失格とする。 | 10                           |    |
| 配点合計      |            |                                                                                                              | 130                          |    |